

令和3年度海邦養秀ネットワーク構築事業委託業務仕様書

1 委託事業名

令和3年度海邦養秀ネットワーク構築事業委託業務

2 事業目的

本事業は、沖縄県の若い世代を海外に派遣し、国際感覚に富む人材を育成するとともに、現地の県系人、特に若い世代との交流を通して相互の絆の強化に努め、派遣先国の県系人社会の活性化を図ること等により、「ウチナーネットワーク」の継承及び発展に資することを目的とする。

なお、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を考慮し、オンラインを活用した海外交流とする。

3 予算額

委託料は、3,573,000円（内、消費税及び地方消費税 324,818円）とする。

- (1) 企画提案公募のために提示した金額であり、契約金額ではないことに留意すること。
- (2) 委託料は、業務完了後、実績報告に基づいて額の確定を行い、原則精算払いとするが、必要に応じて概算払いに応じるものとする。概算払いを希望する場合は、事業計画に即して概算払請求計画書（任意様式）を作成し、契約締結までに海邦養秀ネットワーク構築事業実行委員会事務局（以下「事務局」という。）に提示すること。

4 事業期間

契約締結の日から令和4年1月28日（金）まで

5 事業概要

- (1) 交流方法 オンライン交流及びワークショップ
- (2) 交流先 中国福建省
- (3) 研修時期 令和3年10月中旬（予定）
- (4) 派遣人数 10名程度
- (5) 対象 令和3年4月1日時点で15歳から25歳までの沖縄県内外に住む高校生、大学生（大学院生含む。）、専門学校生及び専修学校生。沖縄県外在住者は、沖縄県内の高校、大学、専門学校又は専修学校を卒業していること。
- (6) 事業目標
 - ア 沖縄と福建省との交流の歴史等への理解を深め、参加者の国際感覚を養う。
 - イ 現地の県系人や本県にゆかりのある者、特に若い世代間の絆を強めるため、伝統芸能等を通して親睦を深める。
 - ウ 「沖縄にある福建」「福建にある沖縄」を発見することを通して両県省の友好を深め、令和4年度に迎える沖縄福建友好県省締結25周年に向けた機運醸成を図る。
 - エ ウチナーンチュの日になんだ次世代討論会への参加を通して、ウチナーネットワークの継承・発展について、さらに考える機会とする。

6 委託業務内容

(1) 研修プログラムの企画及び運営に関すること。

研修プログラムは、以下を例に事務局と調整のうえ企画実施する。なお、より効果的なプログラムにするために実施時期等に変更が必要な場合は、事務局に説明すること。この説明を受けた上で、事務局はその変更の可否を判断する。

ア 福建省とのオンライン交流

イ 沖縄と福建省との交流の歴史に関する学習

ウ 県内福建省関係者との交流

エ 福建省の歴史・文化等の理解促進に資する名所旧跡や施設等のオンライン視察

オ 過去に実施した本事業への参加者（OB・OG）との交流

カ その他事業目的に沿ったプログラムの策定、運営

キ JICA 沖縄が開催する「おきなわ国際協力・交流フェスティバル」等、既存の国際交流イベントとの連携した交流。

(2) 報告会（次世代討論会）に関すること。

研修後の報告会を行うこと。今年度は、「次世代討論会」に参加することにより代えるものとする。実施にあたっては、次世代討論会の受託業者と密に連携し、十分に調整すること。

(3) 緊急時の代替プログラムに関すること。

台風襲来や新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、研修実施が困難となった際の代替案を提示すること。

(4) 交流先との調整全般に関すること。

ア 必要に応じて、関係団体等へ事業手配費用を支払うこと。

イ 必要に応じて、交流先へのお土産等を準備すること。

ウ ア及びイについては、事務局と調整のうえ決定すること。

(5) 研修実施に必要な会場手配や物品等の調達

ア 宿泊場所の手配

宿泊先は、事務局と調整のうえ選定すること。

※研修会場として JICA 沖縄内の会議室を仮予約済みであるが、別会場を提案することも可とする。

〔仮予約日：10月9・10日、10月16・17日、10月23・24日及び10月30・31日〕

イ 必要な機器の調達

必要に応じて、携帯電話や Wi-Fi 等の通信機器やプロジェクター等研修に必要な機器を調達すること。

ウ チーム Tシャツの作成

参加者及び関係者用の Tシャツ等を作成することにより、参加者同士の連帯感を高めること。

(6) 参加者の交通手段の確保、旅費等の支払い

- ア 本島外からの参加者の航空券等の手配、支払い等
- イ 次世代討論会等イベント会場への移動手段の確保、支払い等
- ウ 研修、イベント会場への移動時の引率

(7) 参加者募集及び選考に関すること。

(8) 事業実施報告書

報告会終了後、参加者アンケートを実施し、事業期間内に事業実施報告書を作成すること。詳細は、事務局と協議の上決定するものとする。

ア 事業実施報告書の作成

(ア)参加者アンケートの集計結果及び感想文を盛り込むこと。

(イ)各プログラムの実施内容のまとめ、スケジュール、参加者等関係者リスト、写真等を盛り込むこと。

(ウ)写真を中心とした、10 ページ程度の概要版も作成すること。

(エ)事業実施報告書及び概要版は各 50 部程度作成し、参加者及び関係者へ配付する。

イ 電子データ

(ア)事業実施報告書及び概要版の電子データ（PDF 形式）を提出すること。

(イ)作成の際は、個人情報に十分配慮すること（沖縄県 HP への掲載予定あり）。

(9) 委託業務完了報告書の作成

ア 委託契約終了と同時に、業務に要した経費を明らかにする「委託業務経費使用明細書」を備えた「委託業務完了報告書」を作成し提出すること。

イ 経常経費は税抜き価格とし、別途消費税を併記して提出すること。その際、経常経費は、回数、単価、個数等、算出根拠がわかるように明記すること。

(10) その他

ア 事業実施にあたっては、事務局の指示に従うこと。

イ 国及び沖縄県の対応方針に沿った新型コロナウイルス感染症感染対策を徹底することとし、各プログラムに反映させること。

7 実施体制

受託者の体制は、次の条件を満たすこと。

- (1) 研修中は、事務局や現地との連絡調整を行う職員を 1 名以上置くこと。
- (2) 緊急時の対応体制を事前に明確にし、その責任者名を明確にすること。
- (3) 緊急時には関係機関及び保護者への連絡を行い、それに必要な費用を負担すること。

8 連絡調整

(1) 事業開始から事業実施中

ア 業務の進捗状況報告や業務内容に関する打ち合わせを適宜、事務局へ行うこと。

イ 連絡会議に必要な資料を用意し、議事録を事務局へ提出すること。

ウ 連絡会議に必要な費用負担を行うこと。

(2) 事業実施後

事業運営を通じての課題を抽出し、改善点を報告すること。

9 委託業務の経理等

- (1) 本委託業務に係る全ての支出については、領収書等の厳格な証明書類が必要である。支出額、支出内容が適正と認められない場合は、当該委託費での支払ができない場合がある。
- (2) 委託業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区別して記載し、委託費の用途を明らかにすること。
- (3) 委託業務の支出内容を証明する経理書類（業務完了報告書含む。）は、会計帳簿とともに委託業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、受託者の費用負担においていつでも閲覧に供することができるように保管しておくこと。
- (4) 原則、財産（備品等）の取得は認めない。

10 著作権

成果物の著作権及び使用权は、事務局に帰属する。ただし、本委託業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

11 再委託

(1) 一括再委託の禁止等

委託業務の契約金額の1/2を超える業務、委託業務に係る統括的かつ根幹的な業務を一括または分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。ただし、これによりがたい特別な事情があるものとして予め事務局が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

(2) 再委託の相手方の制限

本委託業務の公募に参加した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に本委託業務を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、予め書面により事務局の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りではない。

○その他、簡易な業務

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力及び集計

12 守秘義務及び個人情報の取扱い

受託者は、本業務を実施することにより得た成果、あるいは提供を受けた資料等については善良なる管理のもとに利用・管理し、秘密の保持については万全の措置を講じること。

また、業務遂行上知り得た事項についても慎重に配慮するよう留意するとともに、特に個人が特定されうる情報（個人情報）については、関係法令を踏まえ、その保護に十分配慮すること。